

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録)</p> <p>第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p>	<p>(登録)</p> <p>第2条 県の区域（山形市の区域を除く。）内において浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。</p>
<p>2～5 一略一</p> <p>(変更の届出)</p>	<p>2～5 一略一</p> <p>(変更の届出)</p>
<p>第6条 一略一</p>	<p>第6条 一略一</p>
<p>2 浄化槽保守点検業者は、前項に規定する場合を除き、第3条第1項各号に規定する事項に変更があつたときは、変更の日から<u>2週間以内</u>に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 浄化槽保守点検業者は、前項に規定する場合を除き、第3条第1項各号に規定する事項に変更があつたときは、変更の日から<u>30日以内</u>に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>3及び4 一略一</p>	<p>3及び4 一略一</p>